



土地・家屋の評価額などの 縦覧のお知らせ

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

次の期間で、令和8年度の固定資産縦覧帳簿を確認することができます。これは、納税者の皆さんが自己の所有する土地・家屋の評価額を、縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋と比較できる制度です。

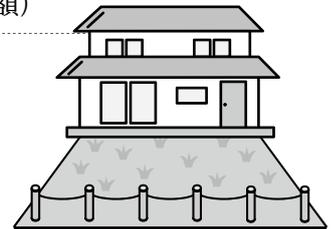
なお、自己の所有する固定資産の課税明細は、5月上旬に発送予定の固定資産税納税通知書と課税明細書で確認できます。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課資産税係または各支所市民生活係

縦覧できるもの ①土地価格等縦覧帳簿(所在地、地目、地積、評価額)
②家屋価格等縦覧帳簿(所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

縦覧できる人 ①固定資産税(土地・家屋)の納税者本人、またはその同居の家族
②納税者の同意書または委任状を持参する人
③納税管理人
④法人の場合は代表者、またはその委任を受けた人
⑤法定代理人



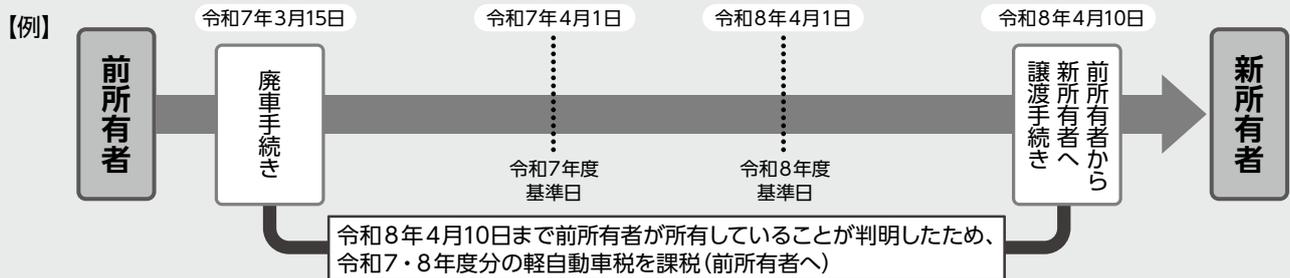
必要なもの マイナンバーカードや運転免許証、資格確認書などの本人確認書類

軽自動車税種別割は、4月1日に車両を所有している人に課税されます

軽自動車を「廃棄した」「譲った・譲られた」「購入した」「買い替えた」など変更があった場合は、早めに必要な手続きを行ってください。

なお、「公道を走行していない」「保管しているだけで運転していない」「廃車予定ではあるがまだ持っている」などの状態でも、**所有している限り廃車の手続きはできません。**

また、廃車の申告をした後、引き続き所有していることが判明した場合は、さかのぼって課税を行います。



各種手続きに関する問い合わせ先

車種	問い合わせ先
原動機付自転車(125ccまでのバイク) 小型特殊自動車(農耕用・その他)	税務課資産税係 ☎0824-73-1144 または各支所市民生活係
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050-3816-3080 広島市西区観音新町4丁目13番13-4号
軽二輪車(125ccを超え250ccまでのバイク)	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号
二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)	